

參 考 資 料

(1) 「学校施設の複合化について（通知）」

（平成3年3月5日付け文部省大臣官房文教施設部長通知）

文 施 指 第 39号

平成 3年 3月 5日

各都道府県教育委員会 殿

文部省大臣官房文教施設部長

佐 川 政 夫

学校施設の複合化について（通知）

近年、社会情勢の変化から、小・中学校施設を中心とする学校施設について、人々の多様かつ高度な学習需要に応える生涯学習の場として積極的に活用するとともに、教育方法等の多様化及び弾力化に適切に対応することが要請されており、このための高機能化、多機能化を図る手法として学校施設と他の文教施設との複合化が有効であると考えられるようになっています。また、土地の有効活用を図るという観点からも、公共用地や公共施設の有効利用や高度利用を推進することが課題となっており、学校施設と他の文教施設との複合化が求められてきています。

しかし、一方で、学校施設の複合化については、施設計画、施設設計及び施設管理について様々な配慮が必要されることから、貴教育委員会におかれでは、下記の事項に留意するよう、管下市町村の教育委員会その他関係方面に周知徹底を図り、適切に指導されるようお願いします。

なお、指導に当たっては、別添の「学校施設の複合化に関する調査研究」の報告「学校施設の複合化について」を参考としてください。

1 目 的

学校施設の複合化は、地域における総合的な生涯学習基盤の整備を推進するとともに、学校教育の活性化に資するための学校教育環境の質的な向上を推進することを目的とするものであること。

2 定 義

この通知において「学校施設の複合化」とは、同一建物内又は同一敷地内に、学校施設と社会教育施設、文化施設、スポーツ施設その他の文教施設を、相互に機能的連携を保つ形態に整備することをいう。

3 施設計画

(1) 学習環境の高機能化及び多機能化

ア 複合化される各施設が、各施設間において機能的な連携を密接に確保することにより、学習環境が高度化された生涯学習のための総合的かつ一体的な施設となるように計画すること。

イ 複合化される各施設間において、互いの持つ施設機能を積極的に相互利用し、又は共同利用することができるよう計画すること。

ウ 複合化される各施設の専用部分及び共同利用部分の配置計画は、その敷地条件、施設種類、施設規模、利用形態等に留意して適切に策定すること。

(2) 地域社会への貢献

ア 幼児から高齢者まで地域の様々な人々が生涯学習の場として利用することができる施設として計画すること。

イ 地域の人々が様々な生涯学習の機会を通じて日常的に交流する場を提供できるよう計画すること。

(3) 将来の発展性の確保

ア 施設計画の段階において、各施設の将来における需要の推移を正確に分析し、予測して、計画に織り込むこと。

イ 複合化される各施設における今後の施設・設備の高機能化及び多機能化に伴う必要空間の増大に対応できるよう計画すること。

(4) 計画立案過程の重視

ア 基本構想及び基本計画の段階において、複合化される各施設の種類、規模、利用形態その他の基本的な事項を十分かつ適切に検討すること。

イ 関係者間において、施設計画に関し、必要な意見交換を行い、理解を得ながら内容を検討することにより、事前に十分な合意を形成しておくこと。

(5) 学習環境の確保

- ア 学校施設と複合化される対象施設としては、学校施設との機能的な連携及び空間的な一体化により、その学習環境を高度化することができる、ものを選択すること。
- イ 学習環境に障害又は悪影響を及ぼす施設との合築は避けること。また学習環境の高度化に寄与しない施設との合築についても慎重に対処すること。

4 施設設計

(1) 適切な建築計画の策定

- ア 幼児から高齢者まで多様な人々が、学校施設の開放部分、各施設の共同利用部分等の施設・設備を十分利用することができるよう配慮して設計すること。
- イ 複合化される各施設を施設ごとに一体として配置し、機能的にも分断されることのない空間構成とすること。また、学校施設の専用部分については、下層階に配置すること。
- ウ 複合化される各施設の利用者及び職員が円滑に当該施設を利用することができるように明瞭かつ簡潔な動線とすること。

(2) 建築環境の確保

- ア 複合化される各施設における教室その他の居室の居住性を損なわないよう配慮して設計すること。
- イ 複合化される各施設の諸活動に伴い発生する騒音等が他の施設の機能に影響を及ぼすことのないように設計上適切な対策を講ずること。

(3) 防犯・防災機能の確保

- ア 防犯機能については、学校施設の複合化に伴う多様な利用形態への対応を考慮して設計すること。
- イ 地震、火災、風水害その他の災害に対して児童生徒、地域住民等の利用者の安全を確保するとともに、地域社会の防災拠点として利用できるように設計すること。

(4) 安全性の確保

- ア 建物の各部の設計に当たり、細部に至るまで、児童生徒、地域住民等の多様な人々の利用に対応して、けがの発生の防止その他の安全性の確保に努めること。
- イ 建築基準法、消防法その他の関係法令の複合化される各施設への適用等については、共同利用部分に関連規定のうちより厳格なものを準用する等その適切な調整を図ること。

(5) 適切な建築設備の整備

- ア 建築設備については、高品質の機器の採用、耐震対策の実施等により、その信頼性の確保に努めること。
- イ 電気、電話、ガス、上下水道等の使用量を各施設ごとに把握し、また、空気調和、照明等の建築設備を区別別に運転することができるよう配線、配管等の系統の設定等に留意して設計すること。
- ウ 情報通信・処理機能の導入に当たっては、複合化される各施設の相互間で情報機器の接続を可能とする情報システムを構築する等、総合的かつ一體的な観点から設計すること。
- エ 建築設備については、今後の需要の高度化に対応するための将来の機器等の設置、拡張又は更新への対応を考慮して設計すること。

5 施設管理

(1) 施設管理体制の整備

- ア 施設計画の初期の段階から、施設管理の責任が最終的には教育委員会にあることを明確にした上で、利用形態等に応じた総合的かつ一元的な施設管理が可能な組織を整備すること。
- イ 複合化される各施設の設置及び管理に関する条例、利用規定等において、多様化する利用形態に応じた規定を整備すること。また、各施設ごとの管理の体制に応じて、事務の委任等の必要な手続きを行うこと。
- ウ 複合化される各施設の管理方針、利用条件その他の利用に関する事項を決定するに当たっては、利用者の意見を反映させるための措置を講ずること。

(2) 総合的な施設管理

- ア 複合化される各施設間においては、相互利用及び共同利用、共同利用部分の維持管理等について、連絡、協議等を行うための組織を設置すること。
- イ 複合化される各施設間における専用部分及び共同利用部分の管理区分を、面的な区分だけでなく時間帯による区分も含めて明確にすること。
- ウ 複合化される各施設全体としての総合的な観点からの防犯体制の確立、災害時の避難計画その他の防災計画の策定、共同防災訓練の実施等に努めること。

(3) 施設管理の実施方法

- ア 施設・設備の維持保全、空気調和、電気等の機械設備の運転管理その他の複合化される各施設に共通する事務の一元的な処理に努めること。
- イ 清掃、警備その他の単純な業務を民間企業等に委託する場合においては、各施設の利用形態に対応した委託内容とすること。

○ 小学校施設整備指針 (平成4年3月31日)

【第1章 総則 第2 学校施設整備の基本的留意事項】

5 地域の諸施設との有機的な連携

- (1) 他の文教施設等の整備状況等を勘案しつつ、必要に応じ、これらの施設との適切な役割分担や施設等の相互利用、共同利用等を通じ有機的な連携を計画することが望ましいこと。
- (2) 他の文教施設等との複合化を計画する場合は、施設間の相互利用、共同利用等による学習環境の高機能化及び多機能化を目的とし、学校施設における学習と生活に支障を生ずることのないよう計画し、設計すること。
- (3) 学習環境に障害又は悪影響を及ぼす施設との合築は避けること。また、学習環境の高度化に寄与しない施設との合築についても慎重に対処すること。

【第2章 企画、基本設計及び実施設計 第2節 配置計画】

第2 校舎・屋内運動施設

2 建物構成

- (1) 校舎等の建物は、3階以下の建築とすること。ただし、やむを得ない事情がある場合においては、4階とすることができます。

○ 中学校施設整備指針 (平成4年3月31日)

【第1章 総則 第2 学校施設整備の基本的留意事項】

5 地域の諸施設との有機的な連携

- (1) 他の文教施設等の整備状況等を勘案しつつ、必要に応じ、これらの施設との適切な役割分担や施設等の相互利用、共同利用等を通じ有機的な連携を計画することが望ましいこと。
- (2) 他の文教施設等との複合化を計画する場合は、施設間の相互利用、共同利用等による学習環境の高機能化及び多機能化を目的とし、学校施設における学習と生活に支障を生ずることのないよう計画し、設計すること。
- (3) 学習環境に障害又は悪影響を及ぼす施設との合築は避けること。また、学習環境の高度化に寄与しない施設との合築についても慎重に対処すること。

【第2章 企画、基本設計及び実施設計 第2節 配置計画】

第2 校舎・屋内運動施設

2 建物構成

- (1) 校舎等の建物は、4階以下の低層建築とすること。

(3) 学校建築委員会都市化問題小委員会名簿

(平成9年9月現在)

委員氏名	所属	備考
WG 上野 淳	東京都立大学工学部教授	平成9年3月まで
篠塚 優	都城工業高等専門学校名誉教授	
鈴木 伸哉	横浜市建築局住宅・教育施設課長	平成9年4月から
徳永 裕人	台東区立今戸中学校校長	
主査 長倉 康彦	共立女子大学教授	
WG 野村 みどり	東京都医療技術短期大学助教授	
長谷川 雅彦	前横浜市建築局住宅・教育施設課長	平成9年3月まで
三浦 健治	元台東区立根岸小学校校長	
WG 諸貫 幹夫	(株)巴コ-ボンレーション 文教施設研究センター所長	平成9年4月から
WG 渡邊 昭彦	豊橋技術科学大学工学部教授	

※ WG : ワーキング・グループ委員